

令和6年6月12日

各都道府県

宗教法人事務主管課 御中

文化庁宗務課

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
(依頼)

平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードについては、デジタル庁等からの依頼を受けて、これまでも貴都道府県において所轄する宗教法人に対し、積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますようお願いしてきたところです。

この度、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億枚を超え（令和6年3月31日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、健康保険証としての利用、国外利用、公金受取口座の登録及び身分証明書としての活用等の促進のため、改めてデジタル庁戦略・組織グループマイナンバー広報担当等から、「マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお願いについて」依頼がありました。

つきましては、文化庁ホームページにおいて、以下のとおり宗教法人に対する協力依頼を掲載しましたので、貴都道府県におかれても所轄する宗教法人に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

【文化庁ホームページ】

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93721501.html>

【本件に係る問合せ先】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111（内線）3038

E-mail：syuumu@mext.go.jp